

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、地球温暖化対策のうちのエネルギー起源CO₂の排出削減に資する事業に着目し、予算額の多くを占める補助事業について、効果的かつ効率的な実施を確保する観点から、費用対効果等の審査状況や事業効果の検証状況、発現状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 行政評価・監視対象機関

環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省

(2) 関連調査等対象機関

国庫補助事業者

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 7局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所 1事務所（鳥取）

4 実施時期

平成25年12月～27年3月